

令和3年第8回杉戸町農業委員会総会議事録

日 時 令和3年8月25日(水)

午後3時00分～

場 所 杉戸町役場第1庁舎
3階会議室

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 議 題

- 1) 議案第1号 新規就農者の認定について
- 2) 議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて
- 3) 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて
- 4) 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて
- 5) 専 決 報 告 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について
- 6) 専 決 報 告 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について

4. そ の 他
5. 閉 会

出席委員 14名

1 番	増	山	貞	男	君	2 番	倉	持	登	君		
3 番	中	村		明	君	4 番	小	島	一	男	君	
5 番	張ヶ	谷	一	郎	君	6 番	青	木	徹	雄	君	
7 番	鈴	木		豊	君	8 番	坂	路		誠	君	
9 番	青	木	邦	夫	君	1 0 番	大	島	かづ	子	君	
1 1 番	小	島	キヨ	子	君	1 2 番	戸	賀	崎	邦	雄	君
1 3 番	後	藤		勇	君	1 4 番	高	崎		勇	君	

欠席委員 な し

農地利用最適化推進委員

出席委員 10名

1 番	鈴	木	徳	男	君	2 番	井	上	清	一	君
3 番	山	崎	松	男	君	4 番	今	野	秀	明	君
5 番	白	石	守	利	君	6 番	濱	田		茂	君
7 番	松	田	英	雄	君	8 番	細	井	純	一	君
9 番	上	原	勝	正	君	11 番	加	藤		互	君

欠席委員 2名

10番 川 島 広 伸 君

12番 上 原 一 夫 君

事務局

事務局長 田 原 和 明
書記 小 林 照 敦

局次長 宇 佐 見 毅
書記 杉 江 一 真

午後 3時00分

◎開会の宣告

○局長 それでは、皆さんこんにちは。

今日は現委員さんの会期は最後ということで、本日は農業委員さんと農地利用最適化推進委員さん全員にお声をかけさせていただきました。〇〇〇〇委員と〇〇委員は欠席ということをご報告いたします。

ここで町長が皆さんにお礼の挨拶を考えておったところでございますけれども、県庁に出張がございまして、副町長が皆さんにご挨拶をさせていただきたいということで参りますので、それが終わってから議事に移っていきたくと思いますので、よろしくお願いいたします。

ただいま副町長が見えましたので、副町長から挨拶をいただきます。

◎挨拶

○副町長 遅くなってすみません。今ご紹介いただきました副町長の田中でございます。本来であれば古谷町長自ら皆様のご労苦に対しまして感謝を申し上げるべきでございますが、ほかの公務がございまして出席できませんでしたので、私からご挨拶を申し上げさせていただきます。今早歩きで階段上がってきました。すみません。まだ息が整っていませんので、少し聞き苦しいかと思いますが、我慢してお聞きいただければと思います。

皆様におかれましては、農業委員会等に関する法律が改正され、最初の農業委員及び農地利用最適化推進委員として3年間、町の課題でございました遊休農地の解消、あるいは新規就農者の支援、育成、さらには農地耕作条件改善事業の推進など、町の農業発展に大きな影響を及ぼす各施策に大変ご尽力いただきましたことに対しまして心より敬意を表するとともに、感謝を申し上げる次第でございます。

皆様は9月10日をもってご退任されるというふうにお聞きしておりますが、今後それぞれの地域で農業の担い手として、また指導者として、そしてよき相談相手として引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。まだ新型コロナウイルス感染拡大の終息が見えておりません。残念ながら杉戸町においても延べ278名の陽性者の方が出ている状況でございますが、くれぐれも皆様におかれましてお体にご留意され、ますますご活躍されることをご祈念申し上げます、甚だ簡単ではございますが、お礼の挨拶に代えさせていただきます。

本当に3年間ご苦労さまでございました。

○局長 ありがとうございます。

副町長はこれから公務がございまして、退席させていただきます。記念撮影のとき、時間があれば一緒に入っていただきますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○副町長 また後ほどよろしくお願いいたします。失礼します。

○局長 ご協力ありがとうございました。

それでは、早速次第に基づきまして始めたいと思います。

〇〇会長の挨拶からよろしくお願いいたします。

◎挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。本日は、天候、まず朝予報はちょっと外れまして雨ということで、稲刈りの準備も皆さんだんだん進んで、もう間もなく始まるかなという感じはしておりますが、「あきたこまち」が既に刈取りが始まっております。そういう中でございますが、本日農業委員会を開催するに当たりまして2人、2名様のご欠席でございますが、農業委員さんは全員、あと推進委員さんは10名ということで、大変ご苦労さまでございます。

また、先ほど副町長から話がありましてとおり、このメンバーで農業委員会を開催するのは本日で最後ということ

になりました。大変3年間お世話になりまして、ありがとうございました。特に農地パトロール、遊休農地の解消に向けての現場でのお仕事といろいろお骨折りいただいたわけですが、今回退任される皆さんについては、先ほどのお話しのとおり、今後とも農業委員会の推進事業に格別なご支援とご協力を賜ればと思います。よろしくお願いを申し上げます。

また、残る方が本当に毎回替わって、私も2期目で会長席というのを、〇〇副会長も一緒だったのですが、2期目に会長、副会長をやって、2期目はほとんど新人さんで困ったなと思って、何も知らないでまた2期目も終わってしまいまして、まだまだ勉強が足らぬというふうに感じております。今後とも遊休農地解消を含めて皆さんで尽力をしていくつもりでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

簡単でございますが、挨拶に代えます。

○局長 ありがとうございます。

今日議題を進めまして、その他が終わった段階で2階に降りていただきまして、皆さんで記者発表をする部屋がございます。そこで全員の方で記念撮影をさせていただきたいと思いますので、最後までご協力よろしくお願いしたいと思います。

それでは、議題に移ります。では、会長の議長の下でよろしくお願いします。

◎議案第1号

○会長 議事に入りたいと思います。

先ほど挨拶の中で2点ばかり言い残した部分があるので、先にそれをご案内させていただきます。実は、今日農協から米の概算払いの価格表が私のところに届いて、すぐに公表していいですよということでございますので、回覧形式でございますけれども、非常に残酷というか、ひどいというか、値段になったわけでございます。コシヒカリ1等で1俵当たり8,300円という非常に安い。手取りは皆さん本当ご存じだと思うのですが、300円検査手数料取られますので、手取りは入金で1俵8,000円になってしまいますので、非常に極端な落ちでございますけれども、これもコロナ禍の影響でございますので、やむを得ないかなと感じておりますが、一応参考に見ていただいて、それは回収資料ということで、農協に契約している方は改めて封書で個別に届きますので、よろしくお願いを申し上げます。

あわせて、互助会の記念品を用意する予定でいたのですが、本日水曜日で、アグリパークが休みであったものですから、後日改めて事務局より皆さんに漏れなく配送させていただくということでご了解いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上、追加のご報告をさせていただきます。

それでは、議案に移ります。

議案第1号 新規就農者の認定について、ナンバー1、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第1号 新規就農者の認定について。ナンバー1、〇〇〇。千葉県船橋市金杉〇丁目〇〇番〇〇号。

こちらの〇〇氏につきましては、新規就農をしたいということで農業委員会事務局に相談がありました。現在、〇〇氏は、相続により取得した大字堤根地内の自己所有地において稲作の耕作を行っております。〇〇氏は現在〇〇歳であります。営農に関しての強い意欲を持ち、現地を確認しましたが、弟とご一緒に耕作の作付を行っておりました。

面積といたしましては、現在約〇.〇反を作付しておりますが、この議案の後の農地法第3条で、おばが所有している取得予定地の面積を合わせまして、約〇.〇反を作付する予定でございます。また、農業機械についてですが、トラクター〇台、田植機〇台、軽トラ〇台など農機具一式を所有しております。労力としましても、本人と弟の〇人で行

っております。また、通作距離につきましては、船橋市から車で2時間ほどかけて現在通作をしておりますが、現在所有されている土地のところで耕作ができていることから、問題ないと思われます。

なお、本人との面談及び現地確認に伴いまして、新規就農者として妥当であると判断しております。

事務局としては以上です。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この点につきまして、調査報告、〇〇委員、お願いします。

○農業委員3番 では、調査報告いたします。

ただいまの件につきまして、8月22日、新規就農予定者の〇〇〇さんと、本人とお会いいたしましてお話を伺いました。〇〇さんは現在船橋市に住んでおりますけれども、2時間かかって通って、稲作を相続した土地と、あと近所の方のもやって、話によると〇町〇反ぐらいをやっているそうでございます。それで、農機具等も一式そろってございまして、調査項目につきましても何ら問題はございませんので、審議のほうよろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

新規就農予定でございますが、これに関しましてご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。

はい、どうぞ。

○農業委員8番 調査説明の中で、〇町〇反何かやっているというような話になったのですけれども、ここで出て〇反というのは。これ以外にも何かやっておられるということなのですか。

○書記 そうですね。そのほかに相対という形でやってございます。

○会長 よろしいでしょうか。

では、〇〇〇委員。

○農業委員12番 それでは、何点か質問をしたいのですけれども、現在住所は船橋市ということ、先ほど、2時間かけてこちらに来るということでございますが、今後についても住所は変わらないということでしょうか。それとも、杉戸町に住民移動をするという状況ですか。今〇町〇反やっているということになると、ほとんど、私も毎日のように田んぼに出ていますけれども、土曜日、日曜日ぐらいのものですと〇町〇反の経営というのはなかなか難しいと感じております。これから稲刈り時期ということになれば、毎日、昼間はコンバイン、夜は乾燥、翌日はもみすりというふうな状況で一連の作業が関わってくると思うのですけれども、2時間かけてくるということでございますが、今後の農業経営の維持はできるのでしょうか。まずこれを1点でございします。

それと、先ほど住民移動なのですが、これはしないということですか。それとも、今後もずっと船橋市で住むということで、杉戸町に住民移動はしないという。この方の実家はすぐそばですから、実家に入ればそのままできますけれども、今後の経営状況についてどうなのかということ。

それともう一つ、これは新規就農者の認定ということでございますが、現在住所が船橋市ということで、船橋市農業委員会への申請というのはどうなのですか。何もわざわざ杉戸町でやらなくても、現在住所での申請というふうなのは、その辺はどうなのでしょうかとということでございます。

ちょっとその辺お願いします。

○書記 事務局からご回答させていただきます。

まず、〇〇〇委員さんご指摘の、船橋市から2時間かけて通って今後も営農ができるかというお話なのですけれども、先ほど〇〇委員さんがおっしゃったとおり、ご実家が杉戸町にありまして、まだお母さんがお住まいになっております。お母さんがデイサービスなどのサービスを受けており、送迎などの手伝いを行うため、少なくとも週3回はこちらに通っているそうです。デイサービスを利用している際に耕作を行っており、また、農機具もご実家にそろっ

ているということなので、問題ないのかなと考えております。

また、今後の杉戸町に転入するかという点については、本人に確認はしておりません。

次に、船橋市で新規参入や新規就農者の認定をという件ですが、今回あくまでも杉戸町で新規就農、農家要件を取得したいということですので、船橋市ではなく杉戸町に出していただいたような形になります。

以上でございます。

○会長 よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○農業委員12番 それでは、今後また2時間かけて、母親が先ほどデイサービスに通っているという状況でございますので、農地をそのまま保全しておくということになれば、週3回ということでございますが、遊休農地にならないことを期待はさせていただきます。道路等の、農道ですか、草の繁茂、それぞれ田んぼの中のヒエだとか、その辺のものの管理をお願いしたいと思います。

また、こちらがこういうことになると、それぞれ耕作した稲作は農協等に出荷というふうな状況でございますので、理事さんおりますので、今後農協への加入、さらに土地改良、それぞれに加入と、共済組合にも加入という条件が関わってくるかと思っておりますので、そちらについてはよろしくご指導をお願いしたいと思います。

それと、新規就農者ということで農業委員会への申請でございますね。これ、他市では再生協議会だとか、そちらでの審議というものを図っているのですが、杉戸町は農業委員会で認定ということによろしいのでしょうか。これは市町村長宛ての認定申請書だと思うのですが、いかがなものでしょうか。お願いします。

○書記 ○○○委員さんがおっしゃっていましたが、町で認定しているというのは、新規認定就農者のことを指しているのだと思います。そちらは確かに杉戸町でも町部局で認定しております。あくまでも農家要件を満たすという形の新規就農者に関しましては農業委員会が担当しておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○農業委員14番 ○○ですけれども、今の件につきまして、私○○さんとは近くでもありますし、ご実家がですね、それと耕作をしているところも隣り合わせといいますか、近所でございます。私が知っている限りの○○○さんですけれども、もう五、六年前から同じようなことをずっと今までやってこられております。弟さんも農繁期あるいは休みのときは一緒に手伝って、本当に田んぼは私もまねしたいくらい、専業でやっている農家と同じぐらいにきれいにやっております。

それと、農業意欲といいますか、これにつきましては本当に真面目で。米づくりといいますか、隅々まで、あぜの草刈りとか、近所のちょっとした伸びたところまで刈っていただいているというような状況でございますので、○○○委員の言われるような耕作放棄地にはまずならないと思います。

それと、2時間かけて船橋市から来ると言っていますけれども、彼は○○区に会社がありまして、もう定年されたと思うのですけれども、今まではそこから都バスに勤めていたのです。そこで夜勤か何かやった明けに、そのまま直接実家に来て農家をやったり、あるいはおふくろさんの介護というようなことをしております。そんなことなので、今後この地区の担い手といいますか、まだちょっと若いですから、私よりも。期待できるのではないかと思います。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

調査報告にもありましたとおり、また副会長のからもお話がありましたとおりでございます。よろしいでしょうか、○○○委員。

それでは、ほかにもございますか。採決してよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、議案第1号、ナンバー1、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第2号

○会長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて。

ナンバー1、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて。

ナンバー1、大字佐左エ門〇〇〇番、畑、595㎡。譲渡人、佐左エ門、〇〇〇〇。譲受人、佐左エ門、〇〇〇〇。面積〇〇〇アール。労力〇人。取得理由、経営拡大。

ナンバー1につきましては、〇〇氏が595㎡を取得するものでございます。〇〇氏は、トラクター等の農機具一式を確保し、農業経営は〇人で行っております。通作距離につきましては、自宅から約100メートルでございます。場所については、大字佐左エ門地内の〇〇〇〇北側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、調査報告、〇〇〇〇委員さん、お願いします。

○農業委員6番 先週の8月21日、土曜日になりますけれども、土曜日の午後、〇〇〇〇さんのお宅を訪問いたしました。〇〇さんは自分の所有地に対して、所有地約〇.〇ヘクタールを持っているのですが、それについて米作りを行っております。そして、相対で自宅耕作を約〇〇ヘクタールほど行っております。それから、農機具については、トラクター〇台、コンバイン〇台、農業トラックが〇台、それから乾燥機が〇台、もみすりが〇台、これを現場で確認しております。

それから、譲渡人の〇〇〇〇さんについては、調査5項目に関しまして確認いたしまして、該当しない旨の回答を得ております。

以上になります。

○会長 ありがとうございます。

この件につきましてご質疑ございましたら、ご質疑受けたいと思いますので、ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 ないようですので、採決に移ってよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第2号、ナンバー1、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員。

可決承認します

続きまして、議案第2号、ナンバー2—1から2—3、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第2号、ナンバー2—1、大字堤根字池ノ房〇〇〇〇番〇、田、1,250㎡。ナンバー2—2、同じく〇〇〇〇番〇、田、488㎡。ナンバー2—3、同じく〇〇〇〇番〇、畑、536㎡。合計2,274㎡。譲渡人、東京都武蔵村山市、

〇〇〇〇。譲受人、千葉県船橋市、〇〇〇。面積、〇〇アール。労力、〇人。取得理由、経営拡大。

ナンバー 2—1 から 2—3 につきましては、議案第 1 号にて承認されました〇〇氏が 2,274㎡を取得するものでございます。こちらも先ほど申しましたとおり、トラクター等の農機具一式及び農業経営は〇人で行っております。場所については、大字本郷地内の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、調査報告、〇〇委員、お願いします。

○農業委員 3 番 では、調査報告いたします。

譲渡人、〇〇〇〇さんには電話で、譲受人、〇〇〇さんには、本人にお会いしてお話を伺いました。先ほどの新規就農者のところであったとおり、〇〇さんについてはそのとおりでございます。〇〇さんについては、おばさんに当たりますけれども、高齢で維持管理ができないということで、無償で実家に戻すという形だそうです。

調査 5 項目に対して何ら問題ございませんので、審議のほうよろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。調査報告が終わりました。

この件につきましてご質疑をいただきますので、ございますか。

〇〇〇委員。

○農業委員 12 番 譲渡人の〇〇さんでございますが、たしかこの方、〇〇さんの娘さんで、相続で受けたものだと思うので、東京都にお住まいのそれぞれ子供さん方で、相続を受けて分けたというふうな話をちょっと私は小耳に挟んでいるのですが、その方から〇〇〇さん、船橋市の方に譲り受ける、渡すということでございます。今回の農地法第 3 条でございますが、許可条件、これ全部そろっているのですか。その辺をちょっと確認させていただきます。

以上。

○会長 調査報告に当たり、これは無償譲渡ということでございますので、そのほかの書類関係は全部そろっていると思いますが、契約書と保証人。

○書記 こちら、〇〇さんは〇〇さんから見ますとおばさんに当たります。〇〇さんが所有します農地に関しましては、〇〇さんがずっと耕作をしておりました。先ほど、地元委員さんであります〇〇委員さんからお話がありましたが、〇〇さんが東京都にお住まいで、こちらで農作業ができる状況ではなく、また、高齢であるということも含めまして、実家に農地を戻したいという形の 3 条でございます。

〇〇さんの耕作要件に関しましては、先ほど議案第 1 号で承認を受けたように、これまでも耕作をきちんとやっていたので、3 条の要件については問題がないと判断しております。

以上でございます。

○会長 よろしいでしょうか。

〔「はい、いいです」と言う人あり〕

○会長 いいですか。

〔「そうしますと、第 3 条第 2 項の……」と言う人あり〕

○農業委員 12 番 それでは、農地法第 3 条の関係、第 2 項の 4 番目、農作業従事要件ということで、年間 150 日以上耕作をしているということでよろしいのですね。先ほどですと週二、三回ぐらいしか来ないということで、年間 3 分の 1 ぐらいということになりますと日数的には 150 日以下という形になろうと思うのですが、それ以下でも耕作できないということではないのですが、その辺の確認的なものはよろしいのでしょうか。

○書記 私から回答させていただきます。

農地法第3条の許可基準に150日以上農作業に従事するというのがまずございます。ただし、150日未満であっても当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば、「農作業に常時従事する」と認めるものとするがありますので、今回〇〇さんに関しましては、先ほど地元の〇〇委員さん、また副会長からもお話がありました。複数年にわたりましてこちらの堤根地内に通いまして、ご実家の土地、またお婆さんの土地、ご近所の農地を含めて耕作をしておりますので、その日数に関しては問題がないと考えております。

以上でございます。

○会長 〇〇〇委員、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長 そのほかにもございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決したいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長 議案第2号、ナンバー2—1から2—3、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第3号

○会長 続きまして、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1、大字椿〇〇〇〇番〇、畑、651㎡。申請人、千葉県野田市、〇〇〇〇〇。転用目的、農家住宅敷地。

ナンバー1につきましては、農振農用地区域でございますが、当初除外でございます。昭和45年当時の航空写真で農家住宅敷地として利用されていることが確認されましたので、追認により当初除外が認められます。また、周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われます。場所につきましては、大字椿地内の〇〇〇〇〇〇〇の北側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして調査報告、〇〇委員、お願いします。

○農業委員1番 内容についての説明をいたします。

内容については、当初除外ということで、事務局の説明のとおりでございます。この土地は夫の生まれた土地でございます。結婚当初から昭和42年までここで生活をしていたということでもあります。当時は次兄の所有の土地でありまして、昭和58年には耕地整理が行われまして、現在のような宅地と畑という形で換地処分をされましたが、当時のことで、その理由は分からないということでもあります。現在は相続によって〇〇〇さんの所有ということですが、今後は娘に住まわせて管理をしたいということを言っておりますが、その前に宅地と畑という曖昧な状況を是正して娘に渡したいという思いから申請になりましたので、よろしく審議をお願い申し上げます。

また、調査5項目については問題のないことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

〔「なし」と言う人あり〕

〔賛成者挙手（全員）〕

◎議案第4號

〔「なし」と言う人あり〕

〔賛成者挙手（全員）〕

○書記 議案第4号、ナンバー2-1、大字堤根字前島〇〇〇〇番〇、畑、301㎡。ナンバー2-2、同じく〇〇〇〇番

ナンバー 2-1 から 2-3 につきましては、譲受人であります〇〇〇〇株式会社が分譲住宅 2 棟を建設するため、農地転用の許可をお願いするものでございます。申請地は、都市計画法第 34 条 11 号区域内の第 2 種農地です。転用により周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われます。資金計画については、自己資金で計画をしております。場所については、大字堤根地内の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の東側付近でございます。

○会長　ありがとうございました。

〔「なし」と言う人あり〕

議案第4号、ナンバー3、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

可決承認いたします。

○書記 議案第４号、ナンバー４、大字本郷字西下○○○○番○、田、410㎡。譲渡人、本郷、○○○○。譲受人、春日部市、○○○○。転用目的、自己用住宅。

以上でございます。

これにつきましては、〇〇副会長、調査報告をお願いします。

それから、調査5項目につきましては、問題ございません。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

この件につきましてご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。

「「なし」と言う人あり」

議案第4号、ナンバー4、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎専決報告

○会長 続きまして、専決報告。

事務局の説明をお願いします。

○書記 専決報告、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について。

ナンバー1―1、倉松2丁目〇〇―〇、畑、207㎡、ナンバー1―2、同じく〇〇―〇、畑、118㎡、合計325㎡。申請人、倉松2丁目、〇〇〇〇。転用目的、共同住宅。こちらは令和3年7月16日付で受け付けております。

続きまして、同じく専決報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について。

ナンバー1、内田4丁目〇〇〇〇―〇、田、158㎡。譲渡人、清地2丁目、〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇。譲受人、春日部市、〇〇〇〇〇。転用目的は、自己用住宅でございます。こちら令和3年8月3日付で受け付けております。

以上でございます。

○会長 専決報告まで終わりました。

◎閉会の宣告

○局長 それでは、最後に副会長から挨拶を。

○副会長 それでは、これをもちまして第8回杉戸町農業委員会総会を閉会いたします。

次回ですけれども、9月17日金曜日、こちらは臨時総会になります。9時より第1庁舎3階会議室を予定しております。

総会につきましては、9月24日金曜日、同じ時間、同じ場所でございます。

今回で任期満了となりました農業委員の皆さん、そして推進委員の皆様、大変ありがとうございました。今後も、先ほど課長のほうから話ありました3大事業、農地環境保全、遊休農地解消、そして担い手の育成という柱がございます。こちらに向けて何かとまたお力添えをいただきたいと思います。

大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

本会議を証するためここに署名する。

令和3年8月25日

議 長 後 藤 勇

署 名 委 員 鈴 木 豊

署 名 委 員 大 島 か づ 子